

増補・戦争賠償と日本の輿論*

— 占領・講和期における戦争賠償論の形成と展開 —

伊
藤
信
哉**

* 本稿は長谷川雄一編『日本外交のアイデンティティ』南窓社〈国際関係学叢書〉、二〇〇四年、第二章を増補改訂したものである。また本稿の中国語訳が中国社会科学研究会編『跨世紀中日関係研究』社会科学文献出版社、二〇一〇年に収録されている（訳者は王宗瑜氏、訳題は「戦争賠償與日本の輿論—占領・媾和期間之戦争賠償論的形成與展開—」）。本稿は雑誌や書籍に掲載されたものではなく、また今後も掲載する予定はないので、本稿より引用する場合はURI (<http://www.s-itio.jp/home/research/com/postwar2.pdf>)を明記された。

* 松山大学法学部(個人ウェブサイトのURIは <http://www.s-itio.jp/>)

序 「賠償」とは何か

一 靖国参拝と「議論の文脈」

二〇〇一年八月、その年の四月に就任したばかりの小泉純一郎首相の靖国神社参拝の是非をめぐる、日本国内では激しい議論が繰り広げられた。それは、直接には「戦争犠牲者の追悼」をめぐるものであつたが、一方で「さきの戦争とその後始末」といふ、より大きな問題に対する日本人の認識をも、浮き彫りにすることになつた。

日本社会における、さきの戦争についての議論は、だいたひにおいて、次の二つの「文脈」のいづれかに沿つてなされることが多いやうである。

その第一は、〈道義〉と〈贖罪〉の文脈である。具体的な議論の内容は千差万別であるものの、あへて要約を試みるならば、この文脈に基く議論は以下の三つの命題を中心に構成される。①さきの戦争は、日本が犯した「取返しつかない罪過」であつた。②このやうな罪過に対して、われわれは深く反省しなければならぬ。③われわれの行為によつて損害を被つた人々に対して、われわれは心からの謝罪と、できるかぎりの償ひをしなければならぬ。

この文脈に沿ふかたちで、今回の靖国参拝の問題を論じるならば、否定すべきなのは首相の参拝といふ行為そのものである。なぜなら靖国神社といふ、さきの戦争を遂行するうへで重要な精神的拠点となつた施設を、内閣総理大臣が参拝する(その存在を積極的に肯定する)といふ行為は、右に挙げた第二の命題に、明かに抵触す

るからである。また靖国神社には、さきの戦争を積極的に推進したとされる人々（A級戦争犯罪人）も祀られてをり、そこに首相が参拝する（感謝の念を捧げに行く）点も問題である。したがって、この文脈に即して判断するならば、たとへ参拝の日時を変更したとしても、本質的な問題はなにも解決されないことになる（実際には、小泉首相は予定を二日間繰り上げ、八月十三日の午後に参拝した）。

一方、さきの戦争に関して、それとは異なる語られ方もある。〈権力〉と〈利益〉の文脈がそれである。この文脈に基いた議論では、さきの戦争は「国家間の権力闘争」と位置づけられる傾向が強い。そこでは、日本はたんに当初掲げた目標（大東亜共栄圏の確立など）の実現に失敗したにすぎない、と捉へられがちである。すなわち、さきの戦争は「罪過」ではなく「失敗」とみなされるのである。そしてこの立場にたつ論者は、戦争の後始末に関して、国家どうしの力関係といふ視点から問題を分析する傾向が強い。

この第二の文脈に即して靖国の問題を論じるならば、「首相が参拝すべきでない」のは、それが周辺諸国との関係を傷つけ、日本の「ナショナルイテレスト国益」を損ふ危険性が高いからである。小泉首相は、首相に就任する以前から、八月十五日に参拝する意向を明かにしてをり、これに対して中韓両国政府は、くりかへし反対の意思を表明してきた。したがって首相が参拝を強行すれば、両国との友好関係が深く傷つけられるのは確実であり、経済的な関係にも悪影響が生じる惧れがあつた。そこから「(国益を護るため)参拝を中止すべきである」とか、「(中韓両国の意向に配慮して)参拝の日時を前後にずらすべきである」といつた議論がなされたのである。

さらにこの文脈からは、右の慎重論とは逆に、「中韓両国の要求は、主権国家にたいする不当な干渉である」と反撥する意見も現はれた。これは、首相の参拝に賛成する立場からの議論であるが、そこでもやはり、問題が「日本と他国の力関係」に還元されてゐる。つまり、両国の反対を受けられて、首相が参拝を取り止めることは、両国の不当な圧力に屈することにほかならないと観られたのである。しかしそこにおいて、さきの戦争

表1 テレビ朝日 輿論調査(8月4・5日実施)

問1	小泉総理の靖国参拝に	
	賛成	45%
	反対	44%
問2	参拝に賛成する理由	
	特に問題があると思わない	52%
	小泉首相の希望だから	21%
	総理大臣の参拝は当然	14%
問3	参拝に反対する理由	
	アジア諸国との友好に配慮すべき	57%
	A級戦犯が祀られている	19%
	憲法の政教分離に違反	18%

(テレビ朝日『ニュースステーション』ウェブ・ページ <http://www.tv-asahi.co.jp/broadcast/n-station/research/010805/sanpai.html> を元に作成)

を「罪過」としたうへで、「戦犯」を祀る施設を現職の首相が参拝することの意味を問ふといった意識は、きはめて稀薄であるやうに思はれる。

ここで考へてみたいのは、われわれ日本人が「さきの戦争とその後始末」について論じる場合、〈道義^{モラル}〉の文脈と〈権力^{パワー}〉の文脈の、どちらを重視してきたのかといふ問題である。

この点からさきの靖国問題を見直してみると、筆者には、国民の多くが、参拝に対する賛否にかかはらず、この問題を〈権力〉と〈利益〉の文脈から捉へてゐたやうに思はれてならない。

そのことは、さまざまな輿論調査の結果からも見てとれる。たとへばテレビ朝日が参拝の前に実施した輿論調査(表1)を見ると、参拝そのもののは非(問1)については賛否が拮抗してゐる。ところがその理由をみると、まづ、賛成者の過半は「特に問題があると思わない」と答へてをり、靖国神社の特殊な性格にもさほど関心がないやうである。一方、反対者は、その六割近くが「アジア諸国との友好に配慮すべき」ことを理由に挙げてゐる。そして神社に「A級戦犯が祀られてゐる」ことを理由に反対する者は、二割にも満たない。

つまり参拝に反対する者であつても、その多くは、靖国神社の性格そのものを問題視する〈道義〉の文脈からではなく、参拝によつて日本の「国益」が損はれるといふ〈権力〉と〈利益〉の文脈から、参拝に反対してゐるのである。また、参拝後に共同通信社が実施した調査(表2)をみても、参拝といふ行為自体を批判する意見は二割強に過ぎず、七割を越える回答者が、参拝そのものは肯定したうへで、その日程の方に関心を寄せていた。さらに毎日新聞社の調査でも、中韓両国との関係を強く意識する傾向が見出される(表3)。

すなはち多くの国民にとつて、判断の基準は「参拝そのものは是非」ではなく、「首相の参拝に対する諸外国の反応」または「参拝によつて損はれる利益」であつた。意地の悪い見方をすれば、「かりに『戦犯』を祀る施設であらうとも、諸外国が反対しないのであれば、首相が参拝しても一向に構はない」といふのが「輿論の趨勢」といふことになる。

もちろん、「さきの戦争とその後始末」と簡単に言つてみたところで、そこに含まれる問題は多種多様である。したがつて、靖国問題に対するわれわれの態度が、さきの戦争にまつはる総ての問題にそのまま反映されるわけではない。しかしながら、われわれのうちに、さきの戦争にかかはる問題を〈権力〉と〈利益〉の文脈に即して捉へようとする傾向は確かに存在するし、しかもその傾向は、相対的に強いものやうに思はれる。

ではなぜ、われわれの間に、「さきの戦争とその後始末」にかかはる問題に対して、そのやうな態度で臨む傾向がみられるのだらうか。

二 戦争賠償とは何か

この問題を考へるうへで、ひとつの手がかりになると思はれるのが、戦後、日本に課せられた「戦争賠償」をめぐる、国内で展開された議論である。

表2 共同通信社 全国緊急電話輿論調査(8月18・19日実施)

首相の靖国参拝については		
13日の参拝でよかったと思う		50.5%
15日に参拝すべきだったと思う		23.6%
参拝すべきではなかったと思う		23.2%

(共同通信社ウェブ・ページ <http://news.kyodo.co.jp/kyodonews/2001/yasukuni/news/20010820-204.html> を元に作成)

表3 毎日新聞 全国輿論調査(電話)(8月18日実施)

問1 8月15日ではなく13日に靖国神社に参拝した小泉首相の判断は、よかったと思いますか。		
判断はよかった	65%	
判断は悪かった	28%	
問2 「よかった」の理由は何ですか。		
中国や韓国などに、それなりの配慮をしている	39%	
小泉首相の柔軟な姿勢が評価できる	31%	
ともかくも、国のために亡くなった人たちを慰霊できる	29%	
問3 「悪かった」の理由は何ですか。		
中国や韓国などの圧力に結局は屈している	33%	
靖国参拝は、政教分離に反し、憲法違反の疑いがぬぐえない	32%	
小泉首相が周囲に妥協しすぎている	32%	
問4 首相の靖国参拝を中止するよう求めている中国と韓国をどう考えますか。		
中止を要求するのは理解できる	45%	
中止を要求するのは納得できない	49%	

(『毎日新聞』2001年8月20日号の記事を元に作成)

いふまでもなく、賠償は、戦争の後始末をするための主要な手段の一つである。それだけに、その名目や金額をめぐる動向は、国内外から注目されることが多く、その実施をめぐるさまざまな議論が展開されてきた。しかし、そもそも「戦争賠償」とは、いつたい何であるのか。じつは、その「範囲」と「意味」について、近代以降の日本社会において明確な了解が成立したことは一度もないといつてよい。¹⁾

戦争賠償の「範囲」に関しては、第一に、「講和条約などで『賠償』といふ用語が使われたものだけが該当する」との立場がある。この立場からすれば、たとへば日韓国交正常化にさいして提供が約束された金銭は、賠償にはならない。なぜなら、このとき結ばれた協定において「賠償」といふ言葉は一切使はれてゐないからである。

他方、第二の立場として、その範囲をきはめて広く解釈し、「さきの戦争や、それに先立つ植民地支配に伴ふ日本の行為によつて被害を受けた国家や個人に対し、日本政府や（強制連行などに関係したとされる）企業などが提供する、あらゆる種類の金銭」を、ひとしく「賠償」とみなす立場がある。この立場からすれば、日本が韓国に供与した金銭はもちろんのこと、一九九五年に設立された「女性のためのアジア平和国民基金」から、かつての「従軍慰安婦」たちに提供された「見舞金」なども、すべて賠償の一部といふことになる。

戦争賠償の「意味」についても、見解はさまざまに岐れる。ある者にとつて「賠償」とは、「日本国または日本国民の戦争中の行為によつて生じた損失を補填するための金銭」を意味する。そしてここでいふ「損失」には、精神的なものも含まれる。すなはち彼（彼女）にとつて賠償とは、原因となつた行為に対する「謝罪」と不可分に結びついた措置である。

ところが別の者にとつて賠償とは、領土の割譲など同様に「戦勝国が、その特権的な地位を利用して、懲罰的に戦敗国に強制するもの」である。つまり今回の戦争で、日本が賠償を支払はされるのは、戦争中に何ら

かの「悪事」を働いたからではなく、戦争に負けたからにほかならない。しかもその金額は、国家間の力関係によつて決まるものであるから、戦敗国としては、できるだけ少くなるやう交渉に努めるべきである。ましてや賠償を支払ふ相手に、あらためて謝罪する必要など全くない（ギャンブルの敗者が、勝者に賭金を手渡すさいに、謝罪する必要など全くないのと同様に）。

このやうに戦争賠償に関しては、たがひに相容れない、さまざまな見解が併存してゐる。しかし、賠償の「範囲」についてはともかく、その「意味」に関して右に紹介した二つの見解は、あきらかに、さきに述べた〈道義〉と〈権力〉といふ二つの文脈と、密接なつながりを持つてゐる。

はじめに述べた、賠償を「損失を補填する行為」と位置づけ、謝罪と不可分の措置とみなす立場は、基本的なさきの戦争（あるいは戦争中の行為）を「罪過」と捉へ、賠償を〈道義〉あるいは〈贖罪〉の文脈から理解しようとする。これに対して、賠償を戦勝国の特権とみなし、戦敗国に強制されるものと考へる立場は、賠償といふ行為を国家間の力関係に還元し、〈権力〉の文脈からこの問題を分析しようとするのである。

三 本稿の目的と構成

本稿は、占領・講和期における戦争賠償に関する議論、とりわけ「戦争賠償の意味」をめぐる議論を分析するものである。その目的は、戦争直後の日本人が、さきの戦争にまつはる問題を論じるさいに、〈権力〉の文脈と〈道義〉の文脈のどちらを重視したか、その一端を明かにすることにある。またその作業を通じて、先ほど指摘した、さきの戦争にかかはる問題を〈権力〉の文脈に即して理解しようとする、現在のわれわれが持つ傾向が、いつ、どのやうなかたちで登場したかといふ点についても考へることにする。

具体的には、一九四五年八月から一九五二年四月といふ、ポツダム宣言を受諾してから対日講和条約が発効

するまでの時期を、三期に分けて取り上げる。⁽²⁾ いふまでもなく、これらは「戦争賠償」の歴史のごく一部にすぎないのだが、そこに日本人の「戦争賠償観」が凝縮されてあるやうに思はれるので、この時期に限定して検討することにした。

第二節 賠償政策の形成（一九四五年八月—四七年四月）

一 联合国側の動向

(一) ポツダム宣言と賠償原則の確立

戦争賠償問題の第一期は、日本のポツダム宣言受諾によつて始まる。この宣言は、賠償に関して、第十一項で以下のやうに規定してゐた。

日本国は其の經濟を支持し且公正なる実物賠償の取立を可能ならしむるが如き産業を維持することを許さるべし。但し日本国をして戦争の為再軍備を為すことを得しむるが如き産業は此の限に在らず。右目的の為原料の入手（其の支配とは之を區別す）を許可さるべし。日本国は将来世界貿易關係への参加を許さるべし。

一読すれば明かなやうに、この規定はきはめて抽象的で、賠償の具体的な形式や金額についての説明を欠いてゐる。しかし、聯合國側の賠償に関する基本的な立場は、すでにこの段階で、かなりの程度まで明瞭になつてゐたといへよう。すなはち、

①日本は、公正な実物賠償(just reparation in kind)を支払ふべきこと。

② 一方、日本は自国民の生存に必要な規模を越えた、ある水準の経済を維持することが認められる。なぜなら、ある程度の経済的余剰を生み出すことができなければ、対外的な賠償そのものが不可能となるからである。

③ しかし、日本は完全に自由なかたちで、自国の経済を復興・発展させてよいわけではない。とくに再軍備を可能にするような軍需産業の再興には、厳しい制限が課せられる。といふ三点である。

(二) ポーレー調査団の「中間賠償計画面案」

しかし、このやうな原則こそ立てられたものの、その具体化に際しては、さまざまな障碍が生じることになった。とくに大きな問題となつたのが、日本に対して、自国民の生存と賠償の支払ひに必要な最低水準の経済の維持を認めるとして、その具体的なラインをどこに引くのかといふ問題である。

この問題に最初に取り組んだのは、終戦の三か月後に来日した「ポーレー賠償調査団」であつた。トルーマン大統領から特使(個人代表)に任命されたエドウィン・W・ポーレーは、調査団を率ゐて一九四五年十一月十三日に日本を訪れた。彼は来日の直後に声明を発表し、「最小限度の日本経済を維持するに必要でないものは凡て日本から除去する」と述べたうへで「最小限度」の基準を「日本が侵略した国々がつてゐた生活水準よりも高くない水準」と規定した。³⁾

調査団は、日本各地と朝鮮・中国において調査を実施し、十二月七日に「ポーレー中間賠償計画面案」を公表する。同案は、具体的な賠償計画としては初めてのものだつたが、その内容はきはめて苛酷であつた。たとへば工作機械の製造能力を現行の半分、鋼鉄生産能力は年産二五〇万トンまで削減し、また陸海軍工廠、航空機

工場、軽金属工場などは完全に廃止・撤去するとしてゐる。そしてこれらの措置によつて生じる「余剰の生産設備」を、実物賠償に充当するといふのが同案の趣旨であつた。

(三) 極東委員会の中間賠償計画

ポーレー中間賠償計画案は、一九四六年三月に、聯合國による日本管理の最高機関である極東委員会に付託され、逐次審査されてゆく。同委員会は、基本的にポーレー案を受け容れ、それに沿ふかたちで同年十二月までに、設備撤去の規模などを決定していつた。

また委員会は、一九四七年一月のマッカーサー元帥への指令において、日本国民に許される生活レベルを、(三年後の)一九五〇年の時点において一九三〇—三四年当時の水準とする、と規定した。⁵⁾ すなはち委員会は、ポーレーの構想と同様に、日本人の生活と工業のレベルを二〇年近く前の水準に引き下げること、そこに生じる工業設備の余剰分を、諸外国に対する賠償に引き当てることを想定したのでつた。

(四) 中間賠償三〇%即時取立ての開始

ところが、極東委員会は右のやうな中間賠償計画を策定したものの、日本から撤去する施設を求償国の間でのやうに配分するかについて、容易に決定しえなかつた。そのため、撤去する設備の指定こそ行はれたものの、実際の撤去はなされないうまま、無為に時日が経過することとなる。

この行き詰りを打開したのが、アメリカ政府による「中間賠償の三〇%即時取立て」指令である。同政府は、賠償計画の停滞が、日本国民に先行きの不透明さを感じさせ、ひいては産業復興の意欲をも削いでいること、またそれが、アメリカ政府の占領経費の負担を増してゐることを懸念してゐた。そこで極東委員会の決定を待

つことなく、予めアメリカ政府に付与されてゐた「中間指令」の発出権を行使することにする。

一九四七年四月三日、アメリカ政府はマッカーサー元帥に対して、さきに決定された中間賠償計画の三〇％分（内訳は中国が十五％、フィリピンとオランダ、イギリスが各五％）の取立てを、ただちに開始することを命じる中間指令（暫定命令）を発する。これをうけて総司令部は、日本政府に設備の撤去や梱包、輸送を指示し、ここにはじめて、本格的な賠償の支払ひが開始されることとなつた。

二 日本側の反応

以上みたやうに、ポレー案に基いて策定された最初の賠償計画は、日本にとつてきはめて苛酷なものであつた。具体的にみると、それは、

①賠償は金銭ではなく、実物によつて行ふものとする。

②日本国民の「生活水準」をまづ設定し、それ以上の生産設備を余剰とみなして撤去、求償国に提供するといふ方式をとる。

③算定のもとなる生活水準は、日本が重化学工業などを大きく発展させる以前（一九三〇年代前半）のそれを基本とする。

といふ形をとつてゐた。

この計画の背景に、アメリカの「日本非武装化構想」があつたことはいふまでもない。すなはち、たんに日本を武装解除するばかりでなく、その経済力や工業力の水準を押し下げること、日本を無力化し、従来のも東アジアのパワー・バランスを変へてしまはうといふのが、当時のアメリカ政府の方針であつた。そして賠償の取立ても、そのための手段と位置づけられた。このことは、ポレーが、来日前に発表した予備的声明「米国

の対日賠償政策」において「日本がふたたび世界平和への脅威とならないやう、産業を非武装化する」と明言してゐることからも明かである。⁶⁾

この点に注目するならば、当時のアメリカ政府はもつぱら、東アジアにおける力関係といふ〈権力〉の文脈に基いて、日本の賠償問題を考へてゐたと見ることができよう。しかし、そこに〈道義〉と〈贖罪〉の文脈が欠けてゐたわけでは決してない。

そのことは、ポーレーの「日本国民の生活水準は、日本に侵略された国民のそれより低くなければならぬ」との発言に端的に現れてゐる。その趣旨は、侵略といふ罪過を犯した日本国民が、被害国の人々より高いレベルの生活を享受するのは道義的に許されない、といふことであらう。したがつてポーレー調査団が起草し、極東委員会が決定した賠償計画には、日本人にできうるかぎりの贖罪を求めるといふ、道義的な要求も含まれてゐたものと考へられる。

それでは、このやうなアメリカを中心とする聯合国の動きに対して、日本側はどのやうに反応したのであらうか。

まづ日本政府であるが、ポーレー調査団が来日するまで、政府が判断材料として持ちえたのは、ポツダム宣言などの公式文書と、外電や聯合國總司令部(GHQ)との接触を通じて得られる断片的な情報のみであつた。そのため政府としても、前もつて具体的な対策を講じることが困難であつた。⁷⁾

そのうへ、来日したポーレー調査団は、外務省などと正式に意見を交換することなく、ただちに工業生産力などの調査に入つたため、ここでも日本政府は、アメリカ側の意図を察知することに失敗する。結局、外務省の課長であつた朝海浩一郎が、調査団の列車に無断で乗り込み、ポーレー特使の意向を非公式に聞きだすといふありさまであつた。ただ、そのときポーレーが洩した、粗鋼生産能力の残置予定量は二百余万トンであると

いふ発言が閣議で紹介されると、それを聞いた一閣僚は、一部で囁かれてゐた、七〇万トンから八〇万トンといふ推測にくらべて、その「寛大さ」に安堵したといふ。⁸⁾

しかし、国民の多くはポレー案を、きはめて苛酷なものを受けとめた。たとへば鉄鋼生産能力についてみると、ポレー案が最終的に認めた残置水準は、一九二七ごろと同程度、すなはち鋼材が年産一五〇万トン、銑鉄は年産五〇万トンであるが、人口増加分を考慮にいれ、一人あたりの生産量で計算しなほすと、鋼材は一九一六年、銑鉄に至つては日露戦争当時（一九〇五年）の水準にしかならないのである。⁹⁾ そのため日本共産党の野坂参三は、ポレー案を評して、これが実施されれば日本は一九〇〇年に引き戻され、日本が生存をつづけるために必要な産業化が遅れると批判してゐる。¹⁰⁾

朝日新聞も、ポレー案が公表された直後の一九四五年十二月九日、社説「賠償計画に処する覚悟」において、同案が人口の増加分を考慮してゐない点や、重工業部門の撤去により多数の失業者が生じる危険性を指摘して、同案が日本経済に深刻な打撃を与へると予測した。

読売報知新聞も、一九四五年十二月十一日の社説「賠償計画と経済民主革命」で、ポレー案を「苛酷を極めたもの」と評する。そして、調査団を直接非難するかはりに、批判の矛先を政府と財界に転じ、「ところで政府、財界首脳はアメリカの賠償委員にたいして公正な判断を与へるためにいかなる働き掛けをなしたか。わが最低国民経済の再生産的維持計画について正しい諒解をうるための努力を払つたか」と述べて、調査団が無理な計画を策定したのは、あたかも日本政府と財界の責任であるかのごとく論じた。

当時、東洋経済新報の社長であつた石橋湛山も、ポレー案を批判したひとりである。彼はもともと、終戦直後に発表した論説において、限度を超えた賠償が強制される可能性は高くないと予測し、国内の悲観論を戒めてゐた。¹¹⁾ しかし、ポレー調査団が来日したあとに発表した社説「賠償の性質と限度」になると、「結局我が

国のために「賠償の対象から」除外されるのはポツダム宣言にも現れてゐる平和経済の支持に要する物資及び資本施設だけとなる。其の他の物は一切賠償として持ち去ると云ふのである。第一次世界戦争までの近代戦争に於ける賠償には、斯様に実物で根こそぎ取立てると云ふ思想はなかつた」と述べて、聯合國側の苛酷な態度に強い不満を示したのだつた。¹²

しかし、ポレー案に不満を抱いたとしても、日本国民としては、これを受け容れるほかない。では、当時の人々は、どのやうな理由をつけて自らを納得させようとしたのか。

まづ、はつきりと窺てとれるのは「戦争に負けた以上、賠償を支払ふのはやむを得ない」といふ論調である。たとへば石橋は、右の社論のひとつで「勿論我が国は戦敗国として賠償を支払ふ義務は免れまい」と書いてゐる。¹³ また読売新聞も、一九四六年十一月二二日の社説「賠償問題と国民の覚悟」で、ポレー案に関して、それが「われわれに敗戦の現実の厳しいことをひしひしと教へてゐる」と述べたあと、実物賠償の一部となる軍需産業の撤去についても「敗戦国として必然の運命として甘受すべきもの」と記した。

他方、〈道義〉の文脈に基いた「日本は悪事を働いたのだから、その償ひをするのは当然」といふ論調も目につく。たとへば朝日新聞は一九四五年九月二七日の社説「安易を思ふ勿れ」のなかで、「われわれは〔…〕過去においてもつた過誤と非違とを追求され、裁かれ、そしてそれに対する償ひを命ぜらるべき立場におかれてゐるのである。その態度は、最も謙虚であり、反省的であり、償ひに対して積極的かつ誠実なることを必要とせられてゐるのである」と述べてゐる。また翌年五月の社説でも「侵略の罪過を償ふため、それに全幅の努力を払ふことは、我々の道徳的義務ですらある」「曾て我々が禍害を及ぼした地域に対する、せめてもの償ひとしたいふのが我々の念願なのである」と記し、賠償が「侵略の罪過を償ふもの」であるといふ認識を示した。¹⁴

このやうに、当時の賠償論は、戦争に敗れたがゆゑに支払ふといふ「権力的解釈」と、罪過を償ふために支

払ふといふ「道義的解釈」とが並存してゐる。しかし、当時の社会状況を考慮すれば、このやうな傾向は自然なものといへよう。

まづ、長年にわたつて戦争を続け、対外関係を「勝つか負けるか」といふ単純な図式で捉へてきた人々にとつて、戦争に敗れば、領土を奪はれたり、無理難題を押しつけられたりするのは当然のことであつた。そのやうな意識が、人々に「賠償を支払ふのは戦争に敗れたから」といふ議論(権力的解釈)を、たやすく受け容れさせたものと思はれる。

一方、日本を占領した聯合國総司令部は、さきの戦争が「聖戦」ではなく「侵略戦争」であつたといふ「教育」を、日本国民に施してゐた。¹⁶ その結果、さきの戦争を「政策的な誤り」ではなく「道義的な過ち」と捉へる見方が急速に滲透し、人々のあひだに「罪過に対して償ひをするのは当然」といふ態度が形成されることになる。「賠償は罪過を償ふためのもの」といふ論理(道義的解釈)は、このやうな態度と合致するものであり、こちらも容易に社会からは認されたものと考へられる。

いづれにせよ、すでにこの時点で、賠償に関する「権力的解釈」と「道義的解釈」は、それぞれ独自の論理をもつて成立し、当時の人々によつて広く受け容れられたのだつた。

第二節 賠償政策の転換（一九四七年四月―一九四年五月）

一 联合国側の動向

ところがその後、联合国の賠償政策は大きく転換しはじめる。本節でとりあげるのは、この大転換が行はれた、一九四七年四月から一九四年五月までの時期である。かかる変化が生じた背景には、アメリカ政府による対日占領政策の転換があつた。

(一) 中間賠償の取立て実施

一九四七年四月に出された、中間賠償の三〇%即時取立て指令により、国内では賠償指定設備の撤去と輸送、賠償受領国への引渡しを開始された。その詳細についてここで触れることはできないが、指令にしたがひ、賠償として各国に引渡された工業設備等の評価額は、およそ一億六五〇〇万円（一九三九年当時の円価格による）であつた。⁽¹⁷⁾

(二) ストライク報告と賠償軽減の提言

このやうに、賠償の取立てが実施される一方、アメリカ国内では計画の見直しを求める声が高まつてゆく。右に挙げた「ポレー―中間賠償計画案」は、さらなる検討が加へられたのち、一九四六年十一月に「ポレー―総括報告」として公表されたが、これにたいしてアメリカ政府の極東委員会専門家は「一九三六年以降、日本

の人口が二割増加したといふ事実を考慮に入れてゐない」と批判したのである。¹⁸ また聯合國総司令部も、報告に対する批判的意見をアメリカ陸軍省に提出する。¹⁹ 批判のポイントは、そもそもポレー案が前提とする、日本が現時点において取立て可能な余剰設備を保有してゐるとの見方は根本的に誤つてをり、実際には、国内の必要最低限の需要を満たすことさへ難しい状態にある、といふ点にあつた。さらに、巨大な生産設備の撤去や移送に莫大な費用を要することから、その非効率を問題視する声もあがつた。²⁰

このやうな批判を受けたことで、アメリカ政府はあらためて、より現実的な賠償計画案を策定することを決意する。そのため、クリフォード・ストライクを団長とする調査団を日本に派遣し、必要な調査を行はせるととした。

調査は二回行はれ、このうち最初のものは、第一期に属する時期に実施されてゐる。すなはち、一九四七年一月二八日に調査団が来日し、二月十八日にはマッカーサーに報告書を提出した。この報告書は、当時は公表されなかつたものの、「日本を非武装化する手段としての賠償は、すでにその役割を終へた」「損害補償のため賠償は容認しうるが、その限度は、日本が賠償を支払ふにあたり、外国の援助に依存しないですむ範囲にとどめるべきである」「生産物による賠償については、その当否そのものが疑問であるが、かりにそれを実施するにせよ、現時点でそれを行ふのは日本の経済的自立を遅延ないし不可能とするので好ましくない」といつた注目すべき見解を含んでをり、また現在の産業施設撤去に関する計画を破棄するやう勧告してゐた。²¹

ストライク調査団は、その後ふたたびアメリカ政府の委嘱をうけ、一九四七年八月に再来日する。そして必要な調査を行つたのち、翌年二月にアメリカ陸軍省にあらためて報告書を提出した。この報告書は三月に公表されたが、ここでも、以下のやうな重要な指摘がなされた。²²

報告書は第一に、日本の侵略による莫大な被害の十分な賠償も、また日本人に対する十分な懲罰も困難と明

言する。これに続いて（賠償取立てのために）日本の産業水準を過度に引き下げてしまふことは、その経済的自立を妨げるので好ましくないし、また人口稠密な日本を現在のような不安と経済的混乱の状態に止めておくことは、東アジアの平和と安定にとつて有害と指摘する。そして第三に、日本において有効に利用できる生産設備を撤去することは、日本の経済的自立の可能性を低下させ、アメリカの占領経費の負担を増すばかりでなく、賠償受領国にとつても最大の利益とはいへないと述べる。報告書は以上の見地から「日本において有効に利用できる生産施設は撤去すべきでない」と主張した。また、日本に認められるべき産業規模についても、ポーレー報告の判断は厳しすぎるとして、もつと高い水準に引上げることがを勧告した。

ストライク調査団の出した結論は、それまでの賠償方針の根本的転換を求めたものであった。すなはち、それまでの「日本の工業水準を低く抑へることで、余剰分を賠償に振向ける」といふ方針から、「賠償の規模を縮小しても、なるべく早く日本を経済的に自立させ、それによつて間接的に東アジアの平和と安定に貢献させる」といふ方向に舵を切るやう、アメリカ政府に要請したのである。

この方針転換の要求は、当時の国際情勢とも密接につながるものであった。一九四七年三月のトルーマン・ドクトリンの発表から、米ソの冷戦はいよいよ本格化しはじめ、その影響は東アジアにも及んでゐた。アメリカは、日本を経済的に弱体化させるより、むしろこれを安定強化することで、西側陣営のなかに取り込まうと始めたのである。一九四八年一月にロイヤル陸軍長官が行つた「今後は日本の経済的自立を促進すべきであつて、従来の非軍事化、経済力集中排除等の諸政策は、新たな国際情勢の展開に即応して修正する必要がある」という趣旨の演説は、そのやうなアメリカの意思の現れであり、ストライク調査団の報告書もまた、その一環であつた。

(三) ジョーンストン報告と賠償方針の転換

一九四八年五月に公表された「ジョーンストン報告書」は、このやうなアメリカ政府の賠償軽減の意向を、より明確にするものであつた。報告書は、一九四八年三月から四月にかけて、日本と朝鮮で調査を行つた「ドレーパー調査団」によつて作成され、アメリカ陸軍省に提出されたものである。その基本的な立場は、ストライク報告と同じく、日本の経済復興に必要な工場は日本に残置し、過剰な生産能力だけを賠償用に撤去すべきといふもので、さもないと、現時点で日本の支払能力の不足分を補つてゐる米国が、事実上日本の賠償を肩代りすることになる、と警告を發してゐた。しかも「日本の経済復興に必要な工場」の範囲も、第二次ストライク報告で示された水準からさらに緩和され、「過剰な生産能力」とされた設備は、ストライク報告と比較して、わずか四割程度にとどまつてゐた。⁽²³⁾

(四) 賠償取立ての打ち切り

アメリカ政府の賠償に対する態度の変化は、ついには「取立ての打ち切り」にまで發展した。一九四九年五月十二日にひらかれた極東委員会において、アメリカ代表マッコイは、中間賠償の取立てを中止することを發表(マッコイ声明)。その理由として、日本国民の現在の生活水準は最低のレベルにあり、これ以上の賠償撤去は日本経済の安定と自立化を阻害すること、また日本は、海外の領土および諸外国に所有してゐた莫大な財産を没収されてゐるが、これら在外資産の没収と、すでに実施された中間賠償によつて、日本は實質的に、相当多額の賠償の支払ひを完了してゐることを挙げた。⁽²⁴⁾

この声明は、ただちに關係各国に反響を呼び起した。とくに中華民國とフィリピンの反撥は激しく、それぞれ極東委員会でアメリカを公然と批判する。フィリピン代表は二度にわたる声明で「アメリカの決定はポツダ

ム宣言に違背する」「現下の日本が経済的苦境にあり、賠償の取立ては不可能といふけれども、そもそも日本がかかる経済的危機に陥つたのは、日本がみづから起した戦争の結果にすぎず、それを理由に賠償を免除するのは不可解」などと批判した。また中華民国代表も、アメリカ政府の決定が「一連の国際協定や政策決定に矛盾し、日本が侵略した諸国に対する公正を欠くものである。これは明かに日本のためを図るものだが、長い間には結局日本人にとつても利益とはなるまい。極東における正義と平和とを妨げるからである」「正義と恒久平和のための基礎的観念よりも、むしろ御都合主義によつて推進されている」と訴へた。²⁵

これらの反対に、アメリカ政府は同年六月、あらたに声明を發して反駁する。アメリカ側は、今回の決定がポツダム宣言に違反するとの指摘は正しくないと反論し、また「平和的民主的な日本の自立達成のためには、諸国はそれぞれに応じた犠牲を忍ぶべきである」と論じたのだつた。²⁶

二 日本側の反応

以上のやうな賠償政策の転換は、ポレー案があまりに非現実的であるとの批判に加へて、米ソ冷戦の本格化といふ、国際情勢の変化の結果として生じたものであつた。アメリカ政府は、東アジアにおけるパワー・バランスについて再検討したうへで、日本を過度に非武装化し弱体化するのではなく、むしろ経済的に自立させ、西側陣営の一員として再出発させようとした。そのため当初の賠償計画を見直し、その規模を縮小するとともに、遂には進行中の中間賠償の取立てすら、中止するに至つたのである。

この、アメリカの新たな賠償政策のなかに、日本に対して道義的な見地から、被害に見合つた適正な賠償を支払はせようとする態度を見出すことは難しい。すでに紹介した通り、中間賠償の取立て打切りを發表したマッコイ声明には、中華民国とフィリピンが激しく反撥したのだが、アメリカは「ポツダム宣言によれば、日

本経済の自立が第一位であつて、賠償は第二位である」と言ひ放ち、自国の政策を正当化してゐる。つまりアメリカは、この頃から日本の賠償問題を、もつぱら〈権力〉と〈利益〉の文脈に沿つて処理するやうになつたのであり、それとともに〈道義〉と〈贖罪〉の要素は、急速に薄らぐこととなつた。

そしてこのやうなアメリカの動きを、日本側は官民を問はず、また党派を分かつたが、双手を挙げて歓迎した。まづ、当時の片山哲内閣で副総理の地位にあつた芦田均外相（民主党は、一九四八年一月に開かれた参議院の決算委員会において、従来のポーレー案を「日本に対する賠償の重荷を負わせようとする案」と評する一方、この時点では未提出の第二次ストライク調査団の報告書について「ポーレー案よりも、実情に即した賠償案」になるのではないか、との期待を表明する²⁷。その後、首相となつた芦田は、発表されたストライク報告書を好意的に評価した²⁸うへで、これが極東委員会で採択されれば、日本が支払ふべき賠償額はおほよその目処が立つ、と論じた。

また衆議院の本会議で、民主党の川崎秀二は、ストライク報告に関して「久しく耐乏生活にあえていた国民をして将来への光明を感じさせた」と評価し、国民協同党の竹山祐太郎も「さきにポーレー案におののいたわが国民に、最近ストライク案の伝えられるに及びまして、非常な光明を認めた」と率直に喜びを表した。答弁に立つた船田亨二賠償庁長官も同じやうに、同案はわれわれに明るい希望をもたせるものである、と応じてゐる²⁹。

このやうにストライク報告をきつかけとして、日本側に樂觀的な雰囲気が生じるが、それは翌年四月のマッコイ声明によつてさらに昂まりをみせ、「賠償問題はすでに解決された」といふ認識まで示されるやうになる。たとへば山口喜久一郎賠償庁長官は、声明の直後に開かれた衆議院外務委員会で、マッコイ米代表の声明は三割中間賠償だけではなく、全面的な賠償打切りを意味するものと解釈されると答弁し、³⁰『東洋経済新報』も社

論で、賠償問題は「事実上片づいた」と断言した。⁽³¹⁾さらには「撤去を解除された機械類はますます使えないかもしれないが東洋市場には買手もあろうからそれを輸出に振向けてもい、だろう」と、もともと賠償として差し出すことになってゐた設備を、商品として売りつけることを考へる者まで現れた。

もちろん、この時期にも、賠償を「贖罪の手段」と位置づける発言は少からずなされてゐる。一九四七年九月、社会党の加藤シヅエは、衆議院外務委員会での次のやうに発言する。

私は「…」一国のもつ高い信義、道徳が具体的事実の問題として表現された場合、その国の外交は最も成功するものであるということを信ずるものでございます。「…」日本が聯合國に支払うべき賠償の義務を、いかに忠実、正確、迅速に処理するか、あるいはしないかの問題は、ただちに日本国家及び国民の道義心の水準を具体的に世界環視のもとに明らかにするものといたしまして、この賠償処理の問題は、まさに敗戦後の最初のかつ重大な日本外交の第一歩と考えているものでございます。「…」日本政府が賠償処理を「敗戦国が戦勝国に対して履行すべき」単なる義務「の」遂行以上の決意をもつて忠実に、的確に、迅速に成績を上げることが要望するものでございます。⁽³³⁾

そのほか、経済復興計画委員会事務局の安藤龍一は、マッコイ声明のあとに「わが国の賠償が打切られたことはわれ／＼日本人にとつてはこの上もなく喜ばしい」と書きながらも、「しかしそれは道義的に見て決して日本が戦争中行つた行為に対するつぐないの義務から解放されたことを意味しない」と述べ、この問題を解決済みと考へるべきでない⁽³⁴⁾と訴へてゐる。また政治経済研究所の小林義雄も「戦前や殊に戦時中に日本の帝国主義が侵略した東亜諸国に対しては、現在の日本としてはそれら諸国が賠償の必要を認めないか、または早くそれを免除するのでない限りは、飽くまでも賠償を実行する用意がなくてはならない」「過去の非行を認める限り、隣接諸国の正当な賠償要求に応えるだけの覚悟は当然持つべきであり、これは新しい日本としての国際的信義

の問題である。このような信義と、それに基づく友好関係の上にこそ、今後の日本の正しい再建と繁栄の道が開かれ³⁵⁾る、と主張した。

しかしながら、この時期の賠償論を支配してゐたのは、やはり、アメリカ政府の動きに乗じた「賠償問題は解決に向ひつつある」といふ樂觀的な空気があつた。マッコイ声明に対し、保守系第一党の民主自由党の幹部が「日本経済再建に対し非常に明るい見通しを得た」と言ひ、革新系第一党の社会党が「日本経済の復興と民族の独立のため喜ぶべき朗報だ、これが実現されることにより、敗戦国としての負債がとりのぞかれる」と声明したといふ事實は、そのやうな態度が、当時の日本国民のあひだで支配的だつたことを想像させる³⁶⁾。また、紙面に躍る「よみがえる産業界」「鉄鋼・造船・電力に好影響」といつた見出しは、賠償負担を免れた経済界の喜びを、率直に表してゐるやうに思はれる³⁷⁾。

けれども、「米国の好意は感謝にたえない」といふ有力政治家の発言³⁸⁾や、主要紙の社説にみられる「アメリカ政府のかゝる措置は、心からの喜びをもつて迎えられている」「われわれは」速かに自立を達成し、米国民にたいする経済的負担を一刻も早く除くことに努力しなければならぬ」といつた論調³⁹⁾をみると、当時の日本人が歓喜のあまり「そもそも賠償すべき相手は誰なのか」を見失ひ、「賠償とは、自らの行為によつて生じた損害をつぐなふ措置にして、謝罪と不可分の行為である」といふ「道義的解釈」さへも、ほとんど忘れてしまつたのではないかと疑はざるを得ない。

第三節 対日講和条約の締結（一九四九年五月―五二年四月）

一 聯合國側の動向

第三期は、一九四九年五月のマッコイ声明から、サンフランシスコ対日講和条約が発効する一九五二年四月までの時期である。

(一) 講和条約の起草と賠償をめぐる対立

一九四九年五月のマッコイ声明は、アメリカ政府の「日本からは今後一切賠償を取立てない」といふ意思を公式に表明したものに他ならなかつた。⁽⁴⁰⁾ この意思は、いはゆる「無賠償方針」として、同国が中心となつて起草された講和条約草案にも反映されることとなる。

一九四九年一〇月十三日、アメリカ国務省は、それまでの動きをふまえて新たに対日講和条約の草案を作成した。全五四条からなる同案は、賠償について、在外資産の没収や中間賠償の取立てなど、すでに実行された措置以上には、賠償を一切請求しないことを規定してゐる（第三二条）。⁽⁴¹⁾ その後、一九五〇年五月に対日講和問題を担当するやう命じられた、国務省顧問のJ・F・ダレスを中心として、この草案を元にした検討が重ねられ、九月には二六項からなる別の条約案にまとめ直された。

ダレスはこの案をもとに、聯合諸国に対して意見を求めたが、とくに無賠償方針については明確に反対する国が少くなく、なかでも戦時中甚大な損害を蒙つたフィリピンが強い不満を示す。ダレスは、一九五一年二月

にフィリピンを訪れて説得に努めたものの、同意をとりつけることはできなかつた。またダレスは、その直後に訪問したオーストラリアでも賠償の抛棄に反対される。そのため彼は、帰国後、条約草案を手直しするにあたり、この無賠償方針についても修正を余儀なくされた。

かくして一九五一年八月十五日に公表された「最終確定草案」では、賠償支払の原則が復活することとなつた。同案によれば、日本は「戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、聯合國に賠償を支払う」ことを義務づけられる。しかし一方で、現在の日本の資源が、これらの損害および苦痛に対して完全な賠償を行ふには充分でないことも認められた。すなはち、賠償は支払ふべきであるが、その規模には一定の歯止めがかけられたのである。しかも、賠償を受領できるのは「現在の領域が日本国軍隊によつて占領され、かつ日本国によつて損害を与えられた聯合國」のうち、とくに希望する国にかぎられた。賠償の形式も金銭賠償ではなく、「生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務を当該聯合國の利用に供すること」によつて支払はれるかたち（生産物賠償・役務賠償）となつた。¹²

(二) サンフランシスコ対日講和会議

以上の通り、アメリカは当初、対日講和に際して「無賠償方針」を採用しようとしたが、他の聯合諸国の反対によりこれを断念し、限定的にはあるが賠償の支払義務が条約草案に明記されることとなつた。この条約案に署名するため、一九五一年九月四日に開かれたのが、サンフランシスコ対日講和会議である。

会議に参加したのは、アメリカをはじめとする聯合諸国に、日本を加へた五二か国である。会議では、三日のうちに八回の総会が開かれ、各国代表が条約案に対する意見を述べることとなつた。

このとき、条約案の賠償規定に、強い不満を示したのがフィリピンである。ほかにインドネシアや南ベト

ナムの代表が、賠償に関して不満を述べてゐる。⁽¹³⁾しかし、今回の講和会議はもともと、条約案の修正は予定されておらず、これらの主張も議事録に記録されるにとどまった。そして最後に、日本代表の吉田茂首相が演説を試み、賠償に関して、誠意をもつて義務を履行する決意であると述べた。⁽¹⁴⁾

そのあと、九月八日午前一〇時から調印式が開かれ、署名を拒否したソ連、ポーランド、チェコスロヴァキアを除く四九か国が条約案に調印し、会議は閉会した。

(三) 講和条約の批准と発効

講和条約は、日米両国が批准し、かつアメリカを含む特定の聯合國十一か国の過半数が批准したときに発効すると定められてゐた(第二三条)。そのため、各国で批准のための手続きが行はれることとなる。日本では十一月十八日に国会が批准案を承認し、ただちに内閣が批准を決定した。そして十一月二十八日には批准書がアメリカ政府に寄託され、各国の批准をまつたあと、一九五二年四月二十八日に講和条約は発効した。

二 日本側の反応

この時期における聯合國側の賠償政策は、無賠償方針を貫きたいアメリカ政府と、これに強く反撥する、フィリピンをはじめとするアジア諸国のあひだの駆引きによつて形成されたと考へてよい。日本側は、これらの駆引きに直接かかはることはなかつたが、その成り行きには当然ながら深い関心を抱いてゐた。

(一) 講和条約の成立まで

日本では、一九四九年から五一年の初めごろまで、賠償をめぐる議論は低調のまま推移した。といふのも、

当時は中華人民共和国の建国（一九四九年一月）や、朝鮮戦争の勃発（一九五〇年六月）など、東アジア地域で国際的な事件が続発した時期であり、「賠償問題についてはマッコイ声明で解決の目処がついてゐる」といふ見方が強かつた当時の日本で、この問題に注目するものは多くなかつたからである。このやうに賠償に対する関心の薄い状況について、民自党の菊池義郎は、一九四九年十一月の衆議院外務委員会での次のやうに批判してゐる。

ドイツにおいては国民の全部が議會を通じて戦争に賛意を表して初めて戦い、その戦いに負けた国民であるにかかわらず、しこうして戦争に対して全責任を負わなければならぬ国民であるにかかわらず、ドイツから賠償をとることに對してはしこうしてみな反対をとなえておる。日本においては軍閥に引きずられて、あとから機械的に参加した、實質的には何ら責任のない国民であるにかかわらず、これに對して一言半句賠償の取立てに對して論議を行わない。それがためにドイツは非常に得しておるにかかわらず、日本は非常に損しておる。¹⁵

菊池のこの発言は、今日であれば、国内外で大きな反響を引起すことになつたかもしれない。しかし当時は注目されることもなく、その後も、国内で賠償に関する議論が盛り上ることはなかつた。

状況に変化が生じたのは、一九五一年二月にフィリピン政府が、八〇億ドルの賠償を要求する意向を明らかにしたときであつた。日本側はその要求に驚き、口を揃へて「日本の経済状況では、実行不可能な要求である」と反論した。

要求が出される直前の社説「講和と経済自立への要望」において「新たな賠償を課せられないことを心から要請する」¹⁶と言つてゐた朝日新聞は、三月二五日の「天声人語」で、次のやうにフィリピンを批判する。「一口に八十億ドルといつても大変な金額である」「八千万の国民一年間の総所得をゴッソリと一皿の飯、一本のタバコも残さず差上げるといふ勘定になる」「これでは国民がいくら働いても働いても貧乏になるばかりで、国家

の前途は全く望みがなく自滅のほかない」「日本の侵略はフィリピンには大変な迷惑をかけた。しかしニワトリの腹をさいて卵を取出す方法ではなく、日比両国がアジアで共存共栄できる道をひらいてもらいたいのである」。

毎日新聞も、七月十七日の社説「賠償能力はない」で、同様の主張を行った。「迷惑をかけた諸国に申訳ないことだが、日本は賠償の『能力を欠いている』」「日本経済の崩壊を避けようとするかぎり到底実行不可能の要求である」。そして賠償の期間を二〇年から二五年に設定することで、年ごとの負担額を軽減しようとの提案に対しては「その配慮には感謝する。だが、十年後廿年後に賠償のために、結局は税金の負担に苦しむのは、そのときに生産層となるいまの子供である。かれらは侵略戦争に何の責任もない」「かれらにまで重荷を負わせるというのは「∴」公正の立場から考慮すべき問題をふくむ」と述べて、これを一蹴した。

国会でも、この問題はただちに取り上げられた。社会党の浅沼稻次郎は、衆議院本会議の代表質問で「経済の自立のないところに民族の独立はない」と主張したあと、そのためには賠償の打切りが保障されなければならないと論じてゐる。⁽⁴⁷⁾ 吉田首相も「巨額な賠償を払えと、いつたところが、賠償能力は我々はないと言つておる」と公言してゐたし、⁽⁴⁸⁾ 財界でも、日本商工会議所会頭の高橋龍太郎は、国会に提出した陳情書で「戦争賠償はすでに取立てられたもの限りで打切られること」を希望してゐた。⁽⁴⁹⁾

要するに日本側は、政界・財界・マスメディアが揃つて、フィリピンの要求を拒絶する立場をとつたのだつた。

その後、対日講和条約の草案が外電などで報じられるやうになるが、賠償に関する日本側の反応は、このときもほとんど変わらない。たとへば毎日新聞は七月十一日の社説「米英共同講和案について」において、従来の米国案と比較検討する。そしてまづ、米国案が、日本が賠償支払能力をもたないとしてゐたことにつき、「道義

的な責任は感じるが、支払は免除されるものと喜んでゐた」と告白する。それに対して、今回の米英共同案で役務賠償などの規定が盛り込まれたことに関して、「自立さえ容易ではない日本の能力にとって過大なことが強要され、そのために日本の弱体経済がいよいよ弱体化して、生きるか死ぬかの窮境に陥るようになっては大変だ」「日本に損害賠償を要求する諸国に、このことを強く訴えたい」と主張してゐる。

国会における議論の傾向も、それまでとほぼ同じである。八月十七日に開かれた衆議院本会議で、国民民主党の北村徳太郎は「生産賠償、役務提供賠償のごときは、将来長く日本経済を貧血せしめ、経済自立を危殆に瀕せしむるものであり、かりにこれがある一国と約束された場合には、相次いで同様の要求が続出するおそれがあり、まさに堤防の決壊同様、日本経済は賠償の大出水におぼれざるを得なくなる」と批判した。また社会党の浅沼稻次郎も「戦争中に日本が近隣諸国に加えた損害、苦痛に対する責任は重大であります。この責任が追究されることはやむを得ない」「しかし、講和条約成立後は一体どうなるかと考えてみますならば、幕末よりも狭い領土になるのであります」「またわれ／＼の生産能力も、そう十分とは言えないのであります」と述べ、⁽⁵⁰⁾ 聯合國側に賠償の軽減または免除を求めるべきと訴へてゐる。吉田首相もこの点については、「戦争中に不必要な或いは合理的でない攻撃、損害等を與えたことは、これは事実として認めざるを得ないと思ひます。これに対して適当な賠償をなすことが日本としても当然すべきことであらうと思ひますが、併しながら日本の現在の經濟状態から申して、この損害のすべてを賠償するということはできない」と応へたのだつた。⁽⁵¹⁾

(二) 講和条約の成立から発効まで

前述の通り、対日講和条約が調印されたのは一九五一年九月八日のことであつた。その後、条約の批准審議のため、一〇月一〇日に臨時国会が召集される。審議は、兩院に設けられた「平和条約及び日米安全保障条約

特別委員会」における討議を中心に進められた。

このとき、多くの議員（政党）が、賠償に関して不満を示してゐる。たとへば国民民主党の芦田均は、ウィルソン大統領の無併合・無賠償原則に言及したうへで、「今回の講和に際しても、われわれは必ずやこの高貴な精神が貫徹して、対日条約が作成せられるものと確信いたしておつたのであります。それにもかかわらず、この条約においては、ウィルソンの主張したごとき原則がいつのほどにか放棄されてしまつて「…」賠償支払いの義務が原則としてわが国に課せられた」と疑問を投げかけてゐる。⁵² 同党の小川半次も、周辺諸国の賠償要求額について「聞いただけでも呼吸のとまるような思いがする」としたうへで、賠償の軽減を主張し続けるイタリアを引合ひに出し「私は日本の代表者にして、講和会議に臨んで、イタリア代表のごときあの愛国的な尊い姿の見られなかつたことを遺憾に思う」と、日本全権の対応を論難した。⁵³

ほかにも右派社会党の西村栄一は「国民生活を圧迫し、日本の経済自立を妨ぐるところの賠償条項「…」の改訂運動を展開し、もつて完全独立と日本経済の自立達成をはからねばならぬ」と論じ、社会民主党の佐竹晴記も「賠償に関する規定は表面上きわめて寛大のように見えるが、實質においては世界に類例のない苛酷なるもの」と批判してゐる。⁵⁴

参議院でも同様に、多くの議員が不満をぶつけた。「役務賠償の形であるということを以て、賠償が寛大であるなどと考えたならば、飛んでもない間違いだ」と述べたのは左派社会党の岡田宗司であり、緑風会を代表して発言した岡本愛祐も「多額の賠償を要求されることは、それが役務賠償であつても負担に堪えないのであります。我が国において直ちに経済の破綻を来たし、社会不安を惹起するのであります」と、不安を隠さなかつた。右派社会党の加藤シヅエも「役務賠償の方法を以てする義務を「…」当該国との直接交渉に任せておるとは、日本国の甚だしき不利を招来する危険がある」と述べてゐる。⁵⁵

しかし、これらの不満にもかかわらず、当時の日本にとつて、講和条約を批准しないといふ選択肢は事実上ありえなかつた。実際、対日講和条約は、両院でそれぞれ圧倒的多数の賛成を得て、批准が承認されてゐる。一方、国会の外でも、賠償をめぐつてさまざまな議論が展開された。国会議員と同じく、賠償が課せられたことに不満を洩すものも少くなかつたが、三浦隼太郎のやうに、賠償を完全に否定した者は稀であつた。⁵⁶⁾

しかし、賠償を受け容れたからといつて、当時の人々が贖罪意識に目覚めたといふわけではない。フィリピンの戦争犠牲者に対して「何とか償いをするとか、慰藉の途を講ずるとかして、申訳なかつたというしるしを与えなければならぬんじゃないか」と語つた村田省蔵(のちに日比賠償交渉の日本側全権となる)のやうな人物は、あくまで少数派であつた。人々の多くは、フィリピンやインドネシアなどの求償国を、将来の日本製品の出先とみなしてをり、賠償を拒否して彼らの感情を損ねるのは、日本の「国益」に適はないと考へたのである。⁵⁷⁾

たとへば朝日新聞は、講和会議前の八月十七日の社説「講和に関する首相の説明」で、賠償問題の停滞は「日本の通商貿易にとつては、重大な支障のもととなりかねまい」と書いてゐる。また読売新聞社政治部次長の市川恒三も、「問題は日本に対して賠償を要求している国はすべて、将来、日本の輸出市場としてその発展と協調が最も期待されている国である」と指摘し、これらの国々の賠償要求を拒否すれば「今後の日本の通商活動に差別待遇や、圧迫を加えるようになるかも知れず、そうなると却つて日本の経済復興に不利を招く結果になる」と論じた。⁵⁸⁾ 元東京帝大教授の田辺忠男は、より端的に「是等の諸国はわれわれの輸出のため大切な顧客である。感情の悪化は輸出に対して影響せざるを得ない」と述べてゐる。⁵⁹⁾

このやうに、賠償を経済復興や通商回復の足がかりと位置づけるものが多いなか、公職追放から復帰したばかりの石橋湛山は、別の視角からこの問題を分析してゐる。⁶⁰⁾ 彼は、講和条約の賠償規定が、日本経済の存立を

重視してゐる点に注目する。そしてその規定が「決して日本に哀れみをたれるためでなく」、世界の経済と、総ての国々の利益を保護するために設けられたとするのである。よつて彼に言はせるならば、日本経済の存立を脅かすおそれのある過大な賠償は「要求する聯合國側のみならず、支払う日本も、条約違反の責を負うのである」。したがつて、そのやうな賠償は断じて払つてはならない。「少しは無理でも、できる限り多額の賠償を差しだすが、日本の誠意を尽すゆえんだなどという考えは（とかく日本人が抱きたがるところだが）、これは実は全く逆である」といふのが、石橋の主張であつた。もつとも彼の議論は、その視点において他の論者と一線を劃してゐたものの、〈道義〉ではなく〈利益〉の文脈で賠償を捉へる点では、なんら異なるところはなかつたと言へる。

つまり、この第三期の賠償論も、その大半は〈権力〉と〈利益〉の文脈からなされたものであつた。一九五〇年代以降、東南アジア諸国との賠償交渉に関連して、国内ではしばしば「賠償は貿易の呼び水となる」との主張がなされ、つひには「賠償ばいしょうから商売しょうばいへ」といふ合言葉(6)まで生れるのだが、そのやうに賠償を、経済的利益と結びつけて捉へる傾向は、すでにこの時期までに確立されてゐたと考へられる。

結 〈秩序〉と〈道義〉の相剋

一九五一年七月二一日、毎日新聞は社説「戦争犠牲者のために」において、次のやうに論じた。「講和後に国民が期待している多くの施策の中でも、戦死者遺家族、戦傷者の生活保護は最も強く待望されているものの一つであろう」「とにかく戦争犠牲者は自分の意思で損害をこうむつたのではない。いわんやその家族や遺族にとっては全くの災難である。彼等に安定した生活の保証を与えて、はじめて平和を求める日本の姿が整えられ

る「筋道の通った戦争犠牲者対策を講ずることは、無謀な大戦争の後始末としてせねばならない残された大きな仕事である」。

この一文が、さきに紹介した、フィリピンの賠償要求を一蹴する社説「賠償能力はない」の、わづか四日後に書かれたものであることは、大きな皮肉であらう。これらの社説を書いた人々は、日本国内ばかりでなく、フィリピンにも数多くの「自分の意思で損害をこうむったのではない」人々がをり、被害の回復や生活の保証を含む「筋道の通った戦争犠牲者対策」を求めてゐたといふ事実には、まったく想像が及ばなかつたやうである。しかし、国外の状況に対する想像力を欠いてゐたのは、彼らばかりではなかつた。それどころか、当時の議論をみるかぎり、そのやうな「想像力の欠如」に陥つてゐた者のほうが、むしろ多数派だつたやうなのである。もちろん、自分たちが置かれた状況を、的確に把握してゐた者がなかつたわけではない。たとへば一九五一年二月、代議士の黒田寿男は、衆議院外務委員会以下のごとく発言した。

あまり日本人が賠償に対して安易に考え過ぎておるといふことだけ、私はお互いに日本人として、また政府当局としても、もう少し私に厳粛に考えなければなるまいと思ひます。そう賠償問題を簡単に、ないからよろしい。結局払えないものは払えないのだというように、簡単に行くものじやない。「……」今こそ直接に講和の問題にはなつていないように思ひますけれども、たとえば中国に対しても、私ども日本のためにはできるだけ賠償は少い方がよろしいと思ひます。けれども日本の軍隊があれだけ荒しまわつた中国から、将来賠償を要求せられた場合に、ないから払えないといつて、済むということは、国際道義が許さなない、そういう安易なことを考えはいかぬ。そこを私は日本人はもつと敗戦というものに対して厳粛に考えなければならぬ、それを私はここに指摘しておく。あまり私は政府は安易に考え過ぎていると思ふ。私は将来賠償問題は大きな問題として日本に起ると思ふ。⁽⁶²⁾

今にしてみるとこの指摘は、不気味なほど正鵠を射てゐたと言はざるを得ない。しかし当時は、彼が党首を務める労働者農民党が、院内で数議席を占める小政党に過ぎなかつたこともあつて、この発言をメディアが大きく取り上げることにはなかつたし、ましてや輿論に影響を及ぼすやうなことにはならなかつた。

ここで改めてまとめておきたい。当時の賠償論は、おほまかにいつて二つのグループに分けられる。

第一のグループは、〈権力〉と〈利益〉、そしてこれらと密接につながる〈秩序〉の文脈からなされた賠償論である。そして、こちらに属する議論が、第一期はともかくとして、第二期以降は圧倒的な優位を占めることとなつた。

第二のグループは、〈道義〉と〈贖罪〉の文脈に基く賠償論である。こちらの議論は、第二期以降は劣勢となり、第一のグループに属する議論において、申し訳程度に触れられることが多くなつていつた。

ではなぜ、そのやうな傾向が生じたのであらうか。理由の第一に挙げられるのは、当時の日本において、さまざまな「秩序」が根柢から動揺してゐたといふ事実である。これは、一般国民やマスメディアの賠償観に、少なからぬ影響を及ぼすこととなつた。

敗戦と占領といふ未曾有の事態により、当時は政治体制ばかりでなく、経済や社会の秩序も崩壊の危機に瀕してゐた。たとへば食糧問題についてみると、ポレー調査団が日本を訪れた一九四五年十一月は、都市部で餓死者が続出してゐた時期である。当時の新聞記事によると、たとへば上野駅で処理される餓死者の数は、多い日で六人に達したといふ⁽⁶³⁾。十一月一日には日比谷公園で「餓死対策国民大会」が開かれ、翌年五月には、いはゆる「食糧メーデー」が行はれてゐる。

このやうな状況下で、自分たちの子供を餓死させてまで賠償のための資金を捻出し、それを諸外国に送つたとしても、その行為を無条件に「道義的」とはいへないだらうし、そのやうな政策を国民が容認するはずもな

い。「戦争で迷惑をかけたのは遺憾だが、国内経済の回復を犠牲にしてまで、賠償を支払ふことはできない」との主張が、当時の国民から支持されたのは、とにかく秩序を回復しないかぎり、人道も贖罪もありえないといふ、「秩序は道義に優先する」との認識が、国内で広く共有されてゐたためであつた。

これに対して、道義を優先させる立場から、「贖罪のために、なるべく早く、できうるかぎりの賠償をすべきである」との主張は、秩序の混乱を眼前にし、周辺諸国の状況に想像をめぐらすだけの余裕を失つてゐた日本国民には、ほとんど受け容れられなかつたものと考へられる。

第二の理由として「選挙」の存在が挙げられる。こちらは政治家の賠償論に対して、大きな影響を及ぼすこととなつた。

新憲法で議院内閣制が採用され、議席の数が政権の獲得に直結するやうになると、各政党は以前にもまして、選挙に勝利することを重視するやうになつた。そして、いふまでもないことだが、有権者が存在するのは国内の選挙区であつて外国ではない。選挙民の要求に応じ、国内秩序の再建を急ぐ必要に迫られた政治家たちは、必然的に、周辺諸国の人々の声に耳を傾ける余裕を失つてしまつたのである。そして議員たちは、有権者が望むとほりに「秩序の回復と経済の自立化が第一である」と主張した。さらに、意に反して講和条約で賠償の義務を課せられると、一方で政府を激しく攻撃しつつ、他方では「工夫しだいで、賠償は経済復興の足がかりにできる」といふ論理を用ひて、不満を抱く財界や国民をなだめようとしたのだつた。

かくして国民も政治家も、そしてマスメディアも、国外の状況に心を配ることができず、被害国からの賠償要求も、著しく軽視されることになつたものと思はれる。

しかし、そもそも「道義」と「秩序」は、排他的で両立不可能な要素なのだらうか。実は当時においても、両者の調和を試みるものは存在した。一九五〇年十一月、衆議院本会議の代表質問で、国民民主党の笹森順造は

次のやうに論じてゐる。「米国は〔中間賠償の〕取立てを中止したばかりでなく、さらに日本に対するところの大きな援助金を与えて、日本が再建復興のために非常な同情を寄せられておる〔…〕しかもまた、このことを外国にもならわせようとしていることは感謝すべきではないか」「日本の国は、これに対してしばらくの時をかりて、日本自体が許されたる賠償以上のものを、この許した国々に対して将来またお返しするという日本の国策がなければならぬ」。(6)

この見解は、時間軸を他の論者より長くとることによつて、(無意識にはあらうが)道義と秩序の両立を図らうとするものである。つまり、まづ経済秩序を再建し、贖罪のための資本を蓄積したあとで、「許されたる賠償以上のもの」を、被害国に贈らうといふのである。賠償の先送りは「戦争に対して責任のない子供たち」にまで、その負担を強ひることになるとして否定する考へ方もあらうが、この質問演説を起草したものは、まづ秩序の再建に力を尽し、贖罪による道義の実現については将来に托すといふかたちで、なんとか両者の折合ひをつけようとしたのだつた。

*

周知のやうに、近年、日本に対する「戦後補償」の要求が噴出してきた。国外の戦争犠牲者に対して、あらたに個人補償を行ふべきと主張する側と、それを拒む側の対立は深刻で、今のところ打開の方策は見出されてゐない。

しかし、この両者の対立も、見方を変へればかつてと同じ、〈道義〉と〈秩序〉をどう折合はせるかといふ問題にはかならない。

日本はこれまで、政府開発援助(ODA)などによつて「許されたる賠償以上のもの」を被害国に提供してきたし、また、ひとたび秩序が揺らいでしまへば道義も何もなくなくなるの立場にたつて、これまで通り「戦争被

害の問題は二国間条約によつてすべて解決済み」と主張しつづけるのか。より具体的にいふと、ひとつの要求に応じることによつて「相次いで同様の要求が続出」し、「まさに堤防の決壊同様、日本経済は賠償の大出水におぼれざるを得なくなる」ことを怖れて、既存の戦後処理の枠組を堅持しつづけるのか。

それとも「日本の戦後処理の枠組には道義に欠けるところがある」といふ認識のもと、「道義なき秩序は不正義の秩序であり、いづれは崩れ去らざるを得ない」との立場にたつて、これまでの枠組をいちたん破棄するか、または大幅に修正し、道義と贖罪の文脈に即した新しい戦後処理の枠組を作つてゆくのか。その場合、既存のものより道義的で優れた枠組が、本当に作れるのか。そして「大出水」の危険性はないのか。現在、われわれが直面してゐるのは、そのやうな問題なのである。

ただ、当時と大きく異なるのは、もはや国内の意向だけを尊重するわけにはいかないといふ点と、アメリカの支援は全く期待できず、すべてを自分たちだけで決断し、交渉し、解決しなければならない点、そして、被害者が高齢化してゐるため、彼らに対して何らかの新しい施策を講じるのであれば、残された時間はほとんどないといふ点である。

註記

- (1) 明治・大正期の日本社会における賠償認識については、伊藤信哉「国家間賠償の定義に関する一考察―明治・大正期の事例から」『国際研究論集(秀明大学)』第十三巻四号、二〇〇一年。
- (2) この時期区分は、岡野鑑記『日本賠償論』東洋経済新報社、一九五八年による。なほ同書と、原朗「賠償・終戦処理」(大蔵省財政史室『昭和財政史―終戦から講和まで』第一巻、東洋経済新報社、一九八四年に所収)は、戦争賠償問題に関する最も基本的な文献である。また北岡伸一「賠償問題の政治力学(一九四五―一九五九年)」(北岡伸一・御厨貴編『戦争・復興・発展―昭和 정치史における権力と構想』東京大学出版会、二〇〇〇年に所収)は、この問題に関する優れた先行研究であるばかりでなく、のちに取りあげる石橋湛山や野坂参三の賠償観にも言及している。
- (3) 『朝日新聞』一九四五年十一月十六日号。
- (4) 岡野、前掲書、八一頁。原、前掲書、二二五頁。
- (5) 岡野、前掲書、八八頁。
- (6) *Foreign Relations of the United States : Diplomatic Papers, 1945, Vol. VI (The British Commonwealth, the Far East)*, pp.997-998.
- (7) とはいふものの、大蔵省や外務省、商工省などの関係省庁では、ありうべき賠償の規模や形式などについて、内々に検討が行はれてゐたやうである(原、前掲書、二二八―二二七頁)。
- (8) 外務省『初期対日占領政策―朝海浩一郎報告書』上巻、毎日新聞社、一九七八年、一四―一六頁。
- (9) 原、前掲書、二五六頁。
- (10) マーク・ゲイン著・井本威夫訳『ニッポン日記』下巻、筑摩書房、一九五一年、二〇一頁。
- (11) 「産業再建策の要領」『東洋経済新報』一九四五年九月十五日号。「賠償問題の解説」同誌、九月二二日号。「我が国の賠償問題」同誌、九月二九日号(いずれも石橋湛山全集編纂委員会『石橋湛山全集』第十三巻、東洋経済新報社、一九七〇年、二七―三〇および三七―四一頁に所収)。
- (12) 『東洋経済新報』一九四五年十二月一日号社論(『石橋湛山全集』第十三巻、七五頁)。
- (13) 前掲「我が国の賠償問題」。圈点は引用者によるもの(以下同じ)。
- (14) 『読売報知』は一九四六年五月一日号より『読売新聞』と改題した。
- (15) 『朝日新聞』一九四六年五月十四日号社説「賠償の前途と我が立場」。
- (16) 吉田裕『日本人の戦争観―戦後史のなかの変容』岩波書店、一九九五年、二八―三五頁。
- (17) 岡野、前掲書、一二七―一二八頁。原、前掲書、三二二頁。
- (18) 『朝日新聞』一九四六年十二月五日号。

- (19) 原、前掲書、三五二―三五三頁。
- (20) 北岡、前掲論文、一七〇―一七二頁。
- (21) 原、前掲書、三五七―三六一頁。
- (22) 岡野、前掲書、一三九―一四二頁。
- (23) 同右、一五三―一六二頁。
- (24) 原、前掲書、四三二―四三三頁。
- (25) 岡野、前掲書、一八二―一九一頁。
- (26) 同右、一九四―一九七頁。
- (27) 「第二回国会参議院決算委員会会議録」第一号(一九四八年一月二八日)三頁。
- (28) 「第二回国会衆議院予算委員会会議録」第八号(一九四八年三月十七日)五頁。
- (29) 「第二回国会衆議院外務委員会会議録」第三〇号(一九四八年三月二四日)二五頁および第三一号(三月二五日)二四二頁。
- (30) 「第五回国会衆議院外務委員会会議録」第一〇号(一九四九年五月十四日)六頁。
- (31) 『東洋経済新報』一九四九年五月二八日号社説「賠償打切と平和産業の解放」。
- (32) 野田信夫経済安定本部副長官の発言(『日本経済新聞』一九四九年五月十四日号)。
- (33) 「第一回国会衆議院外務委員会会議録」第九号(一九四七年九月二五日)三七頁。
- (34) 安藤龍一「賠償打切りは日本経済にどう響くか」『経営者』第三卷七号、一九四九年、一五頁。
- (35) 小林義雄「賠償問題と日本の立場」『朝日評論』第四卷七号、一九四九年、五一頁。
- (36) 「米国の好意に感謝―民自、政調会長談発表」および「文化国家建設へ―社党で声明」(ともに『朝日新聞』一九四九年五月十四日号)。なほ当時の民自党の政調会長は佐藤栄作である。
- (37) 『朝日新聞』一九四九年五月十四日号。
- (38) 前掲「米国の好意に感謝」。
- (39) 『朝日新聞』一九四九年五月十四日号社説「撤去の中止をよろこぶ」。
- (40) 原、前掲書、四二九頁。
- (41) 同右、四四五頁。
- (42) これらの規定は対日講和条約の第十四条としてそのまま採用された。
- (43) 原、前掲書、四六九―四七〇頁。岡野、前掲書、二四八―二五〇頁。
- (44) 鹿島平和研究所編・西村熊雄著『日本外交史二七―サンフランシスコ平和条約』鹿島研究所出版会、一九七一年、二七二―二七九頁。
- (45) 「第六回国会衆議院外務委員会会議録」第四号(一九四九年十一月十九日)一頁。

- (46) 『朝日新聞』一九五一年二月六日号社説。
- (47) 「第十回国会衆議院会議録」第十三号(一九五一年二月十四日)一四二頁。
- (48) 「第十回国会参議院外務委員会會議録」第十二号(一九五一年五月十八日)六頁。
- (49) 同右、第八号(一九五一年三月十四日)八頁。
- (50) 「第十回国会衆議院會議録」第二号(一九五一年八月十七日)二〇および二六頁。
- (51) 「第十一回参議院會議録」第二号(一九五一年八月十七日)二五頁。
- (52) 「第十二回国会衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員會議録」第三号(一九五一年一〇月十八日)一三頁。
- (53) 同右、第五号(一九五一年一〇月二〇日)七頁。
- (54) 同右、第九号(一九五一年一〇月二五日)八および一二頁。
- (55) 「第十二回国会参議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員會議録」第二号(一九五一年十一月十七日)二三および二七頁。なほ、これらの見解の多くは、所属政党の代表意見として述べられたもので、議員の個人的認識と一致しない可能性のあることを付言しておく。
- (56) 三浦は、かつて自分が主幹を務めた『東洋経済新報』に発表した論文「賠償は集団保障主義と矛盾しないか」において、「賠償問題を講和条約に規定したことは、進歩的な近代思想に叛き、集団保障主義の実現を不可能にする、いわば反動的な行き方」と断定する。そして「わが軍隊の侵略により、東南アジア諸国の受けた損害に対しては、どうするか。補償しないでもよいかどうか」といふ問題については、日本国民は聯合國に占領されることによつて、すでに罰されたのであつて、それ以上の賠償は必要ないと主張した(一九五一年十一月三日号、一二二頁)。
- (57) 村田省蔵『「和解の賠償」を語る』『エコノミスト』第二九卷三〇号、一九五一年、一八頁。
- (58) 市川恒三「課せられた重枷『改造』第三二卷十二号、一九五一年、五二―五三頁。
- (59) 田辺忠男「賠償は日本経済更正の転機」『ダイヤモンド』第三九卷三八号、一九五一年、一二頁。
- (60) 石橋湛山「安保条約下の日本経済」『東洋経済新報別冊』第五号、一九五一年、二六―三〇頁『石橋湛山全集』第十四卷、三九―四五頁。
- (61) 朝日新聞戦後補償問題取材班『戦後補償とは何か』朝日文庫、朝日新聞社、一九九九年、四一頁。
- (62) 「第十回国会衆議院外務委員會議録」第七号(一九五一年二月二八日)一六頁。
- (63) 『朝日新聞』一九四五年十一月十八日号。
- (64) 「第九回国会衆議院會議録」第四号(一九五〇年十一月二五日)三九頁。